

水道協会雑誌投稿規程

(投稿資格)

1. 投稿者は、①本協会会員（正会員、特別会員、賛助会員）及び会員に所属する者、②官庁及び大学等の研究機関、③その他会誌編集委員会（以下「委員会」という）が認めたものとする。

(原稿の内容)

2. 原稿は、水道に関する未発表のものとする。また、原稿の投稿区分は、論文、報文、事例報告、技術メモ及び総説、資料、海外文献抄録、随筆とし、それぞれ下記区分ごとに示す要件を満たしていることとする。

- (1)論文：水道の法律、行政、経営、技術などに関する有用な研究成果、あるいは知見を統合した成果であって、新規性又は独創性があること。また、論文として完結した体裁を整えているもの。
- (2)報文：論文に準ずるもので、論文ほどの完結性は備えていないが、実践的価値があるもの。
- (3)事例報告：経営、法令、調査、計画、施工、現場計測などの報告で、有用な情報を含むもの。結果が明確に示されていること。
- (4)技術メモ：新しい研究・技術成果を簡潔に述べたもので、断片的であっても有用性があるもの。
- (5)総説：ある特定のテーマに関して、既存の研究・最近の進展・将来の展望など、幅広い観点から総括的に論説したもの。
- (6)資料：測定データ、統計データなどが主体であり、有用な情報であるもの。並びに委員会報告。
- (7)その他：海外文献抄録、随筆、その他編集委員会が必要と認めたもの。

なお、原稿は、内容が独立して完結しているものとし、題名に「(1)」等の通し番号は含めないこととする。

(原稿の採否)

3. 原稿の採否は査読者の査読を経て、委員会において決定するが、具体的な否の判断基準は下記の通りとする。
 - (1) 上記1～2を満たしていないとき
 - (2) 特定の団体、製品、工法、新技術等の宣伝が含まれるとき
 - (3) 特定の団体、製品、工法、新技術等を誹謗中傷する内容が含まれるとき

(原稿の訂正)

4. 委員会は、査読者の意見に基づき、著者に原稿を返送のうえ、書き直したまたは訂正を求めることがある。その場合、返送の日から3ヵ月経ても再提出されないときは、著者が原稿を取り下げたものとみなす。

(執筆要領)

5. 原稿は、下記の要領に従って執筆するものとする。
 - (1) 原稿は、Word等により電子ファイルを作成し、それを保存した電子媒体と打ち出し原稿を添え、入力ソフト名及びバージョンを明記のうえ提出すること。

なお、メールにて原稿を送稿する場合には、Word等の電子ファイルと打ち出し原稿のPDFファイルを併せて送信すること。
 - (2) 原稿の作成に際しては、任意のA4判用紙を用い、横22字×縦42行を左右2段組にして図表をレイアウトし、原則として10頁を超えない程度とすること。
 - (3) 原稿には、著者の勤務先・役職名・所在地・電話番号・学位並びに自宅の住所・電話番号を付記すること。

また、題名には英文を、氏名にはローマ字を付記すること。
 - (4) 原稿には、論文、報文、事例報告、技術メモ、総説、資料、海外文献抄録、随筆の区分を明記すること。
 - (5) 原稿には、分類項目及びキーワードを別表より

それぞれ5個以内選び、コード番号と併せ記入すること。ただし、キーワードについては独自のものでも可とする。その場合にはキーワードの横に「※」を付すこと。

- (6) 原稿には、和文要旨(300字以内)を作成すること。また、論文、報文には、英文要旨(250語以内)を添付すること。
- (7) 文章は「である」調で書くこと。
- (8) 文字は、常用漢字(専門用語は除く)、新仮名使いを用い、1字1全画使用すること。ただし、次の用語については、日本水道協会にて慣用されている漢字を使用する。

「汙過」(外字を使用するため、原稿上は「ろ過」とする。)、 「沈澱」、 「攪拌」、 「曝気」、 「灌漑」

- (9) 本文中で使用する単位は国際単位系(SI)に従って表記すること。また、下記の単位については、水道協会雑誌内で統一を図っているので、こちらを使用すること。

mg/L、m³/日、pH、MPa、kPa

- (10) 句読点(。)(、)(・)の区分を明確にし、1全画使用すること。
- (11) 行を改めるときは、行の始まりを1全画あげ、2画目から書き始めること。
- (12) 英文字・ギリシャ文字・数字・記号は、大文字・小文字、立体・斜体、上付き・下付きの区別を打ち出し原稿にただし書きすること。
- (13) 一般的でない記号あるいは用語(外来語を含む)を用いるときは、注釈を付けること。
- (14) 引用文献及び参考文献は、著者名・題名・書名・巻数・号数・頁(始終)・発行所名・発行年月の順に明記すること。
- (15) 図は、記載する描線、記号、文字等が鮮明なものであること。
- (16) 図・表・写真には、必ず番号(文章頭から連続した番号)と表題を付すこと。
- (17) 図・表・写真の挿入位置は、打ち出し原稿に明記すること。

(原稿提出時の注意)

- 6. 原稿を提出する際は、次の事項に注意する。

- (1) 万一の事故や原稿内容に関する問い合わせがあったときのために、必ず控えを手元に保管する。なお、掲載した原稿(図・表・写真を含む)は返却しないものとする。
- (2) 原則として、原稿提出後の著者の変更・追加・削除は認めない。また、著者都合による本文の訂正も認めないものとする。
- (3) 共同著者は、原稿の執筆等に直接寄与した者のみを記載する。なお、委員会より、共同著者の寄与内容について説明を求める場合がある。

(著者校正)

- 7. 著者校正は、一原稿につき一回とする。著者は、校正刷りを受領後、3日以内に校正を行い、直ちに返送すること。

(著作権)

- 8. 本誌に掲載された原稿の著作権は著者に帰属し、その編集著作権は本協会に帰属するものとする。
 なお、本誌に掲載された原稿は、本協会のホームページ及び電子ジャーナルへの掲載に使用する。
 また、著者は、本協会が上記の目的で掲載された原稿を使用することに対し、原稿を提出した日をもって、同意したものとする。

(原稿の受付日)

- 9. 原稿が本協会に到着した日をもって原稿の受付日とする。

令和3年9月1日 改正

(連絡先)

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-9
 日本水道協会調査部資料課編集係
 電 話 (03) 3264-2387
 F A X (03) 3264-2205
 メール henshu@jwwa.or.jp